

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年5月12日
【四半期会計期間】	第17期第2四半期（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）
【会社名】	株式会社サイバー・バズ
【英訳名】	CyberBuzz, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 彰典
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町20番1号渋谷インフォスタワー18階
【電話番号】	03-6758-4738
【事務連絡者氏名】	取締役 膽畑 匡志
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町20番1号渋谷インフォスタワー18階
【電話番号】	03-6758-4738
【事務連絡者氏名】	取締役 膽畑 匡志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期 第2四半期 連結累計期間	第17期 第2四半期 連結累計期間	第16期
会計期間	自2020年10月1日 至2021年3月31日	自2021年10月1日 至2022年3月31日	自2020年10月1日 至2021年9月30日
売上高 (千円)	1,466,230	2,180,099	3,172,330
経常利益 (千円)	11,531	57,418	4,836
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失(円)	366	14,894	73,887
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	405	15,020	73,822
純資産額 (千円)	1,878,535	1,895,118	1,822,953
総資産額 (千円)	2,377,545	2,511,405	2,219,136
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失(円)	0.10	3.89	19.54
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益(円)	-	3.73	-
自己資本比率 (%)	78.52	73.54	80.82
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	19,852	117,937	73,169
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	72,892	147,314	118,725
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	130,616	67,687	130,616
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	1,415,341	1,354,500	1,316,190

回次	第16期 第2四半期 連結会計期間	第17期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自2021年1月1日 至2021年3月31日	自2022年1月1日 至2022年3月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	0.39	2.51

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第16期第2四半期連結累計期間及び第16期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の連結子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な連結子会社の異動は、以下のとおりであります。

（SMM事業(注1)・D2C事業(注2)）

第1四半期連結会計期間において、スタイル・アーキテクト株式会社の株式を取得し、連結子会社としております。なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの変更を行っております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等） 当第2四半期連結累計期間 2. 報告セグメントの変更等に関する事項」に記載のとおりです。

（注1）SMM事業：ソーシャルメディアマーケティング事業

（注2）D2C事業：Direct to Consumer事業

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第2四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。そのため、当第2四半期連結累計期間における経営成績に関する説明は、前第2四半期連結累計期間と比較しての増減額及び前年同期比（%）を記載せずに説明しております。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおりであります。

(1) 財政状態の状況

（資産）

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は2,104百万円となり、前連結会計年度末に比べ140百万円増加いたしました。これは主に受取手形及び売掛金が142百万円増加したことによるものであります。固定資産は407百万円となり、前連結会計年度末に比べ152百万円増加いたしました。これは主にのれんが71百万円、投資有価証券が57百万円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は2,511百万円となり、前連結会計年度末に比べ292百万円増加いたしました。

（負債）

当第2四半期連結会計期間末における流動負債は616百万円となり、前連結会計年度末に比べ220百万円増加いたしました。これは主に買掛金が178百万円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は616百万円となり、前連結会計年度末に比べ220百万円増加いたしました。

（純資産）

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は1,895百万円となり、前連結会計年度末に比べ72百万円増加いたしました。これは主に利益剰余金が40百万円減少したものの、自己株式の処分による自己株式の減少109百万円（純資産は増加）によるものであります。

この結果、自己資本比率は73.5%（前連結会計年度末は80.8%）となりました。

(2) 経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動に大きな制約を受け、依然として厳しい状況で推移いたしました。ワクチン接種の拡大により、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が解除されるなど、経済活動正常化に向けた動きがみられる一方で、足元ではエネルギー価格の上昇や、ウクライナ情勢の悪化など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが事業展開を行う2021年の国内インターネット広告市場は、社会のデジタル化加速が追い風となり、前年比21.4%増の2兆7,052億円（注1）と推計され、継続的に高い成長率を維持しております。また、2021年の国内ソーシャルメディアマーケティング市場は、前年比21.7%増の6,714億円（注2）と推計されております。

このような環境の中、当社グループでは「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」をミッションとし、従来の「SMM（ソーシャルメディアマーケティング）事業」に加え、前連結会計年度より新たに「D2C（Direct to Consumer）事業」、「HR（ヒューマンリソース）事業」を展開してまいりました。また、第1四半期連結会計期間より「SMM事業」及び「D2C事業」における事業基盤の強化を目的としてスタイル・アーキテクト株式会社を子会社化しております。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の経営成績は、売上高2,180百万円、営業利益52百万円、経常利益57百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益14百万円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

SMM事業

SMM事業では企業がSNSプラットフォームを通して消費者へ行うマーケティング活動を総合的に支援しており、主に「インフルエンサーサービス」、「SNSアカウント運用」、「Owgi（オウギ）」、「インターネット広告販売」を行っております。

「インフルエンサーサービス」では、「NINARY」及び「Ripre」を中心に、当社グループ独自のインフルエンサーネットワークを活用したプロモーション施策の企画提案を行っております。

「SNSアカウント運用」では、企業・ブランドのSNS公式アカウントの企画・コンサルティングを含めた運用代行を行っております。

「Owgi（オウギ）」では、SNS運用効果の可視化が可能な運用管理ツール「Owgi（オウギ）」の提供を行っております。

「インターネット広告販売」では、ソーシャルメディア関連広告を中心とした、他社の広告商品の販売を行っております。

当第2四半期連結累計期間においては、主にインフルエンサーサービスの回復、SNS広告及びその他のインターネット広告販売の増加により、既存のSMM事業の売上は増収となりました。

以上の結果、SMM事業の売上高は2,127百万円、営業利益は477百万円となりました。

D2C事業

D2C事業では主に連結子会社であるスタイル・アーキテクト株式会社において、お取り寄せグルメECサイトの運営や、クライアントのECサイト運営の受託を行っております。

当第2四半期連結累計期間においては、売上高は28百万円、営業損失は48百万円となりました。

その他

その他ではHR事業を行っております。

当第2四半期連結累計期間においては、売上高は24百万円、営業損失は4百万円となりました。

（注1）出典：株式会社電通「2021年 日本の広告費」

（注2）出典：サイバー・バズ/デジタルインファクト調べ「国内ソーシャルメディアマーケティングの市場動向調査」

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ38百万円増加し、1,354百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は117百万円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益63百万円、仕入債務の増加168百万円による増加要因、売上債権の増加132百万円による減少要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は147百万円となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出57百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出44百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は67百万円となりました。これは主に、自己株式の売却による収入79百万円によるものであります。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年5月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,913,100	3,913,100	東京証券取引所 マザーズ市場(第2四 半期会計期間末現在) グロース市場(提出日 現在)	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ ります。単元株式数 は100株であります。
計	3,913,100	3,913,100	-	-

- (注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2022年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
2. 当社は東京証券取引所マザーズ市場に上場していましたが、2022年4月4日付けの東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、同日以降の上場金融商品取引所名は、東京証券取引所グロース市場となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第6回新株予約権(2021年12月15日取締役会決議)

決議年月日	2021年12月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社執行役員 1
新株予約権の数(個)	80(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,000(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,069(注)2.
新株予約権の行使期間	自 2025年1月13日 至 2031年12月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,069 資本組入額 535
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

新株予約権証券の発行時(2022年1月12日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}{1}$$
2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(時価を発行として行う公募増資、新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の行使条件

上記3に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

(1)当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、又は、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書若しくは株式移転の株式移転計画に関する議案が株主総会で承認されたとき（株主総会の承認を要しない場合には、取締役会の決議で承認されたとき）は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2)新株予約権の割当を受けた者が、死亡以外の理由により、当社又は当社子会社における取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を失った場合には、当社は当該取締役又は従業員の地位を失った者が有していた新株予約権の全部につき無償で取得することができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

第7回新株予約権（2022年2月9日取締役会決議）

決議年月日	2022年2月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社監査役 3 当社執行役員 4 当社従業員 12
新株予約権の数（個）	490（注）1．
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 49,000（注）1．
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,101（注）2．
新株予約権の行使期間	自 2025年3月17日 至 2032年2月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,101 資本組入額 551
新株予約権の行使の条件	（注）3．
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4．

新株予約権証券の発行時（2022年3月16日）における内容を記載しております。

（注）1．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（時価を発行として行う公募増資、新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

4．組織再編行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の行使条件

上記3に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

- (1)当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、又は、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書若しくは株式移転の株式移転計画に関する議案が株主総会で承認されたとき（株主総会の承認を要しない場合には、取締役会の決議で承認されたとき）は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)新株予約権の割当を受けた者が、死亡以外の理由により、当社又は当社子会社における取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を失った場合には、当社は当該取締役又は従業員の地位を失った者が有していた新株予約権の全部につき無償で取得することができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2022年1月1日～ 2022年3月31日 (注)	60,000	3,913,100	6,000	470,146	6,000	470,146

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
高村彰典	東京都目黒区	1,102,400	28.27
株式会社デジタルガレージ	東京都渋谷区恵比寿南3丁目5-7	770,000	19.75
株式会社サイバーエージェント	東京都渋谷区宇田川町40番1号	600,000	15.39
株式会社マイナビ	東京都千代田区一ツ橋1丁目1-1	175,000	4.49
ユニテッド株式会社	東京都渋谷区渋谷1丁目2番5号	135,000	3.46
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1)	82,900	2.13
林雅之	徳島県徳島市	55,300	1.42
近田哲昌	神奈川県川崎市宮前区	52,000	1.33
綱島直輝	埼玉県志木市	45,000	1.15
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	38,167	0.98
計	-	3,055,767	78.36

- (注) 1. 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 持株比率は自己株式(13,382株)を控除しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 13,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,897,200	38,972	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 2,600	-	-
発行済株式総数	3,913,100	-	-
総株主の議決権	-	38,972	-

- (注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式82株が含まれています。

【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社サイバー・バズ	東京都渋谷区桜丘町20番1号	13,300	-	13,300	0.34
計	-	13,300	-	13,300	0.34

(注) 上記には、単元未満株式82株は含まれておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年10月1日から2022年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,316,190	1,354,500
受取手形及び売掛金	559,975	702,927
商品及び製品	5,082	10,889
貯蔵品	1,720	1,527
その他	80,856	34,247
流動資産合計	1,963,825	2,104,091
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	41,692	61,804
減価償却累計額	3,857	5,860
建物附属設備(純額)	37,834	55,944
車両運搬具	-	4,709
減価償却累計額	-	4,496
車両運搬具(純額)	-	213
工具、器具及び備品	59,588	71,796
減価償却累計額	20,882	26,194
工具、器具及び備品(純額)	38,705	45,602
建設仮勘定	7,425	-
有形固定資産合計	83,965	101,759
無形固定資産		
のれん	-	71,472
ソフトウェア	1,509	834
無形固定資産合計	1,509	72,306
投資その他の資産		
投資有価証券	5,678	62,806
繰延税金資産	45,340	33,113
敷金及び保証金	109,455	115,962
その他	9,364	21,364
投資その他の資産合計	169,837	233,247
固定資産合計	255,311	407,314
資産合計	2,219,136	2,511,405

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	231,884	410,643
契約負債	-	27,165
未払金	75,669	76,373
未払法人税等	3,914	15,751
ポイント引当金	12,710	11,970
その他	72,004	74,383
流動負債合計	396,183	616,287
負債合計	396,183	616,287
純資産の部		
株主資本		
資本金	463,021	470,146
資本剰余金	463,021	440,311
利益剰余金	1,009,660	968,887
自己株式	142,268	32,555
株主資本合計	1,793,434	1,846,789
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	64	191
その他の包括利益累計額合計	64	191
新株予約権	29,454	48,137
純資産合計	1,822,953	1,895,118
負債純資産合計	2,219,136	2,511,405

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
売上高	1,466,230	2,180,099
売上原価	703,325	1,122,930
売上総利益	762,905	1,057,169
販売費及び一般管理費	752,934	1,004,823
営業利益	9,971	52,345
営業外収益		
助成金収入	3,582	2,648
雑収入	338	3,160
営業外収益合計	3,920	5,808
営業外費用		
投資事業組合運用損	1,218	361
自己株式取得費用	1,131	-
雑損失	9	372
営業外費用合計	2,359	734
経常利益	11,531	57,418
特別利益		
投資有価証券売却益	-	5,714
特別利益合計	-	5,714
税金等調整前四半期純利益	11,531	63,132
法人税、住民税及び事業税	3,988	11,444
法人税等調整額	7,910	36,794
法人税等合計	11,898	48,238
四半期純利益又は四半期純損失()	366	14,894
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	366	14,894

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
四半期純利益又は四半期純損失()	366	14,894
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	38	126
その他の包括利益合計	38	126
四半期包括利益	405	15,020
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	405	15,020

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	11,531	63,132
減価償却費	14,628	16,833
のれん償却額	-	7,941
自己株式取得費用	1,131	-
投資事業組合運用損益(は益)	1,218	361
助成金収入	3,582	2,648
株式報酬費用	11,619	18,683
投資有価証券売却損益(は益)	-	5,714
売上債権の増減額(は増加)	142,634	132,915
棚卸資産の増減額(は増加)	2,843	4,815
仕入債務の増減額(は減少)	159,274	168,875
未払金の増減額(は減少)	4,231	2,290
ポイント引当金の増減額(は減少)	1,010	740
契約負債の増減額(は減少)	-	75,742
その他	62,516	60,610
小計	17,413	111,572
助成金の受取額	740	1,248
法人税等の支払額	28,034	9,852
法人税等の還付額	24,856	14,969
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,852	117,937
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	29,700	57,500
投資有価証券の売却による収入	-	5,714
有形固定資産の取得による支出	10,544	31,350
無形固定資産の取得による支出	26,639	-
敷金及び保証金の差入による支出	11,808	7,531
敷金及び保証金の回収による収入	15,164	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	44,647
その他	9,364	12,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	72,892	147,314
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	-	25,362
株式の発行による収入	12,000	14,250
自己株式の取得による支出	142,616	-
自己株式の売却による収入	-	79,920
その他	-	1,120
財務活動によるキャッシュ・フロー	130,616	67,687
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	223,360	38,309
現金及び現金同等物の期首残高	1,638,701	1,316,190
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,415,341	1,354,500

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

第1四半期連結会計期間より、スタイル・アーキテクト株式会社の株式を取得し、子会社化したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

従来、インフルエンサーサービス売上の一部について一定期間で収益を認識しておりましたが、一時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の方法と比較して、当第2四半期連結累計期間の売上高は57,298千円増加し、売上原価は9,922千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ47,375千円増加しております。また、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いにより利益剰余金の当期首残高は55,667千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「その他」の一部は、第1四半期連結会計期間より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定について、重要な変更はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
減価償却費	10,393千円	16,229千円
給料及び手当	326,400	387,601
ポイント引当金繰入額	20,144	39,808

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金勘定	1,415,341千円	1,354,500千円
現金及び現金同等物	1,415,341	1,354,500

(株主資本等関係)

(株主資本の金額の著しい変動)

当社は、2021年11月10日開催の取締役会決議に基づき、2021年11月12日付で第三者割当による自己株式45,000株の処分を実施いたしました。これを主な要因として、当第2四半期連結累計期間において資本剰余金が22,710千円、自己株式が109,713千円減少し、当第2四半期連結会計期間末において資本剰余金が440,311千円、自己株式が32,555千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自2020年10月1日至2021年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	SMM事業	D2C事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	1,457,341	61	1,457,403	8,827	1,466,230	-	1,466,230
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,000	-	1,000	-	1,000	1,000	-
計	1,458,341	61	1,458,403	8,827	1,467,230	1,000	1,466,230
セグメント利益又は損 失()	353,735	47,834	305,901	6,202	299,698	289,727	9,971

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、HR事業を含んでおり
ます。

2. セグメント利益又は損失()の調整額289,727千円は、各報告セグメントに配分していない全社
費用等であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

「当第2四半期連結累計期間2.報告セグメントの変更等に関する事項」に記載のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間(自2021年10月1日至2022年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	SMM事業	D2C事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	2,127,296	28,529	2,155,825	24,274	2,180,099	-	2,180,099
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,847	-	2,847	882	3,729	3,729	-
計	2,130,143	28,529	2,158,673	25,156	2,183,829	3,729	2,180,099
セグメント利益又は損 失()	477,716	48,970	428,746	4,235	424,510	372,165	52,345

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、HR事業を含んでおり
ます。

2. セグメント利益又は損失()の調整額372,165千円は、各報告セグメントに配分していない全社
費用等であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(報告セグメントの変更)

第1四半期連結会計期間から業績管理区分の見直しにより、従来D2C事業に含まれていた「to buy」をSMM事業に変更しております。なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

(会計方針の変更)

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間の期首から「収益認識会計基準」等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第2四半期連結累計期間のSMM事業の売上高が57,298千円増加、セグメント利益が47,375千円増加しております。

(収益認識関係)

当社グループの売上高は、顧客との契約から生じる収益であり、当社グループの報告セグメントを収益の認識時期に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間(自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	SMM事業	D2C事業	計		
一時点で移転される財	1,122,600	28,529	1,151,129	24,274	1,175,403
一定の期間にわたり移転される財	1,004,696	-	1,004,696	-	1,004,696
外部顧客への売上高	2,127,296	28,529	2,155,825	24,274	2,180,099

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、HR事業を含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	0円10銭	3円89銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失() (千円)	366	14,894
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益又は親会社株主に帰属する 四半期純損失()(千円)	366	14,894
普通株式の期中平均株式数(株)	3,776,804	3,832,394
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-	3円73銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	158,184
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要	2020年9月16日開催の取締役 会決議による第4回新株 予約権 新株予約権の数 304個 (普通株式 30,400株)	-

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年5月11日

株式会社サイバー・バズ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

朽木 利宏

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中山 太一

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバー・バズの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年10月1日から2022年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サイバー・バズ及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。